

農地の権利移動に関する手続きが変更となります

令和7年4月以降

変更点

1

権利の設定・転用手続きにかかる時間が長くなります

農地法4条、5条による農地転用や、農用地利用集積等促進計画による農地等の権利移動の許可・決定にかかる時間が、従来に比べ最大約3か月程度延長されます。

※スケジュールは目安です。案件内容によってはスケジュールが短縮・延長される場合があります。

申請別	農地法第3条申請	農地法第4条申請	農地法第5条申請	農用地利用集積等促進計画	
	農地の権利移動や貸借等を行う際の申請	自己所有農地を農地以外に転用する際の申請	自己所有農地を売買等で権利移動した上で、権利取得者が農地以外に転用する際の申請	仁木町農業の将来を担う農業者が、農地等の権利移動や貸借等を行う際の申請	
日数					
1か月目	初旬 申請書受付	申請必要書類の受理	申請必要書類の受理	申請書受付	
	中旬 農地利用会議	地域計画変更協議 約40日	地域計画変更協議 約40日	農用地利用集積促進会議	
	下旬 総会・決定			総会・計画案の決定	
2か月目	初旬			※	※
	中旬	※	※	※	
	下旬	農振変更 手続 約20日	農振変更 手続 約20日		
3か月目	初旬	農振除外 手続 約60日	農振除外 手続 約60日		
	中旬			申請受付期間	申請受付 期間
	下旬			総会・決定	農地利用会議
4か月目	初旬	申請受付 期間	申請受付 期間	総会・決定	
	中旬				農地利用会議
	下旬				農地利用会議
5か月目	初旬	総会・決定	総会・決定		
	中旬				農地利用会議
	下旬				総会・決定
変更点	変更無し	約40日の延長	約20日の延長		

※印が、制度改正により新たに行わなければならない手続きです。

変更点

2

農地転用の申請は、奇数月のみの受付となります

農地転用には、地域計画や農業振興地域整備計画の変更が伴い、これには一定期間の公告が必要となりますが、ひとつの公告が終わらないと、次の公告を行うことができないため、申請受付は奇数月のみとなります。

農地転用の申請は **奇数月の10日まで** にお願ひ致します

変更点

3

農用地利用集積等促進計画による権利移動に手数料がかかります

農用地利用集積等促進計画による農地の所有権移動については、公益財団法人北海道農業公社が仲介を行うこととなり手数料が発生しますが、800万円の譲渡所得特別控除や、所有権移転登記手続きの代行などを受けることができます。

区分	手数料
出し手	売渡価格の 2%
受け手	買入価格の 1%

※税別 ※賃貸は手数料なし

農地の権利移動など、農地に関するお問合せは **仁木町農業委員会 ☎32-3952 まで**